

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	令和5年度までの総括	課題と改善策
<p>1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ保育」の創造</p>	<p>①共生社会につながる「インクルーシブ（育ちあう）保育」の理念を掲げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書についての定期的な周知や、インクルーシブ保育についての研修を実施し理念を広く浸透させた(保育・こども園課) ・コーディネーターが主となり、インクルーシブ保育の理念のもと日々の保育内容を検討する中で理解を深めた(市立認定こども園) ・インクルーシブ保育や障がい児保育の研修に参加して理解を深めた(私立幼保連携型認定こども園等・私立幼稚園型認定こども園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ保育の理念や保育実践が保育現場レベルでの理解が難しい現状である。様々な研修に参加し理念の理解や実践に努める。また、どの保育者にも伝わりやすいポスターやリーフレットなどを作成し、コーディネーターを中心に、保育者同士がインクルーシブ保育を意識しながら実践につなげる。(私立幼保連携型認定こども園等)
	<p>②インクルーシブ（育ちあう）保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導での助言や「特別支援教育・保育ゼミ」のグループワークを通して支援方法を学び実践につなげた(教育センター) ・園内で支援児担当者会議を定期的に行い、対象児の状況を把握し、スモールステップを用いた支援方法を検討し実践している(市立認定こども園) ・提言書にある保育者が行うべき5つの手立てを連動させていけるよう、園内研修やケース会議において検討している(私立幼保連携型認定こども園等) ・一人ひとりの児童の特性に応じた保育を工夫し、園生活をみんなと一緒に楽しめるように指導した(私立幼稚園型認定こども園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする子どもの状況に応じて対応できる保育力を身に付ける必要がある。そのためにも、事例を用いたワークを活用し、保育者自身で考察し、意見交換を通して多様な支援方法につなげる。(教育センター) ・子どもの発達過程や障がいの状況についてより丁寧にアセスメントを行い、集団の中の支援を考え実践に繋げる必要がある。(市立認定こども園) ・個々のケース会議を行い、支援方法を検討する中で今できる最善の手立てを、園全体で共有できるようにする。(私立幼保連携型認定こども園等) ・支援が必要な子どもが増え、保育の工夫や見直しが必要である。(私立幼稚園型認定こども園)
<p>2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり</p>	<p>③コーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター会議にて様々な障がいや支援方法について学び職員への情報共有や支援についての検討会を実施した。なお R3 年度より私立園代表と共に学ぶ場として公民連携を図っている(市立認定こども園) ・巡回指導の園内の企画・運営・進行等を行い、障がい児保育についての学びを深めると共に、職員間での情報共有を行った(市立認定こども園) ・R4 年度より保育団体主催のコーディネーター研修会を行い、共通理解の場を作った(私立幼保連携型認定こども園等) ・R4 年度より全園で個別の教育・保育支援計画及び個別の指導計画を作成し、計画に基づいて支援を行っている(市立認定こども園・私立幼保連携型認定こども園等・私立幼稚園型認定こども園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育・保育支援計画及び指導計画の作成にコーディネーターも関わり、保護者対応にも同席するように努める。(私立幼保連携型認定こども園等) ・保育団体の研修会では保護者対応や、発達課題の支援の学びを深める勉強会を継続する。(私立幼保連携型認定こども園等) ・コーディネーター(リーダー保育士)が替わることも考え、引継をしっかりと行えるように指導計画をたてる。(私立幼稚園型認定こども園)
	<p>④障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援事業や施設からの依頼による施設訪問を実施し、障がい児への対応について助言している。また、就学前施設からの相談対応を行ったり、こども総合支援センターの企画教室へのPT 派遣を行ったりして障がい児支援の中核的な役割を担うよう努めている(医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センター) ・専門職の多職種間連携による園訪問を実施し、園の対応力向上に寄与している(こども総合支援課) ・乳幼児健診にて発達等の状況を確認し、保護者に寄り添いながら関係機関と連携して、適切な支援を行った(健康推進課) ・R4 年4月の国通知を受け、就学相談につながった家庭へアンケートを実施し、スムーズにスタートが切れたか確認した。入学後、上手くいっていない事や引き続き相談等があった場合については、教育相談につなげた(教育センター) ・1回/年、八尾市医療的ケア児支援のための地域連絡会議を開催し、関係機関における情報共有を行ってきた。令和4年度においては、大阪府が実施した医療的ケア児実態把握調査結果のうち、八尾市在住の医療的ケア児の回答を抽出・分析した結果や今後の方向性について、課題を共有した(障がい福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に、集団における児童の姿を理解してもらうことが難しい。関係機関と連携し、発達検査、就学前相談につなげていく。(私立幼稚園型認定こども園) ・令和4年10月よりこども総合支援センターほっぷをオープンし、市民への周知が課題となる中広報啓発に注力し、電話による相談、医療からつながる相談、施設からつながる相談など、様々な経路からの相談が増加している。相談内容に応じて適切な支援機関につなげるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。(こども・いじめ何でも相談課) ・企画教室への派遣を通じてセンターのリハビリに繋がった。今後も企画教室への参加を継続していき、連携を取りながら進め、支援につなげる。(児童発達支援第1センター) ・こどもの相談においては、相談内容に応じて多職種連携によりそれぞれの専門性が必要である。こども総合支援センターほっぷの保育教諭や心理士のほか医療型児童発達支援センターの作業療法士や言語聴覚士や医師とも連携しながら園訪問を実施することにより、引き続きそれぞれの専門性を生かし園とともに児童に寄り添った対応を考えていく。(こども・いじめ何でも相談課) ・引き続き、乳幼児健診にて発達障がいのスクリーニングを実施し、保護者に寄り添いながら関係機関と連携し、適切な療育につながるよう支援を行う。(こども健康課)

		<ul style="list-style-type: none"> ・早期から医療型児童発達支援センターと連携し、医療的ケア児の個別課題に応じた支援を行った。またアンケートの整備により、医療的ケア児の実態把握に努め、必要な支援を充実させた(保健予防課) ・医療的ケア児の入所に向けての面接に、管理医師が同席し、主治医と園との橋渡し役を担っている(医療型児童発達支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学後のアンケートからは、学びの場についての不安に関する記述は昨年度と比べ減っていた。しかし、就学後の学びの場について一定数の保護者が不安に思っている。学びの場についての説明はチラシ、ポスター、HPにオンデマンド動画のQRコードを載せた広い周知と、就学相談の中での個別の説明を引き続き丁寧に行っていく。(教育センター) ・令和5年度に八尾市医療的ケア児コーディネーターの役割について意見交換をおこなった。現時点において、医療的ケア児コーディネーターの役割が明確化できておらず、医療的ケア児コーディネーターの配置先についても確定していないため、今後検討を進めていく。(障がい福祉課) ・医療的ケア児の成長発達に応じ個別課題も変化するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等と連携を図り、児童の状態に応じた適切な支援ができる連携システムが必要である。(保健予防課) ・企画教室への派遣を通じてセンターのリハビリに繋がったケースがあった。今後も企画教室への参加を継続していき、連携を取りながら進めていき支援につなげていく。(児童発達支援第1センター)
<p>3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり</p>	<p>⑤個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や保健師と連携して子どもを真ん中にした支援方法を考え必要に応じて、関係課、関係施設と連携し、支援を実施してきた(こども総合支援課) ・地域の就学前児童とその家族を対象とした親子教室を実施し、発達相談等を行った(福祉型児童発達支援センター) ・在園児に関しては関係所属と情報共有をしたり助言を受けたりしながら保育を進め、就園前の児童においては地域交流会や施設見学、一時預かり保育の中保護者の相談にのり必要に応じて支援機関を紹介した。また、就園前の児童に関して地域交流の場で保護者の相談に応じた。在園児に関しては進学先の小学校に児童の様子を伝え連携を行ったり、児童デイを利用している園児に関しては支援方法を共有し合ったり連携を行っている(市立認定こども園・私立幼保連携型認定こども園等・私立幼稚園型認定こども園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療や保健センターなど子どもを真ん中に置き、手法を連携しながら考えている。必要に応じて関係課、関係施設などとも連携し、支援を実施していく。(こども・いじめ何でも相談課) ・各関係機関との繋がりで、個々のケースについて、どの機関でも個々の情報が共有出来るように努める。(私立幼保連携型認定こども園等)
	<p>⑥各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児に関わる機関を招集し、調整会議を実施、適正な認定に努めている。新規入所募集枠の確保については、低年齢児での入所児童数が増加したことに伴い、新規入所募集枠の確保が難しい現状があることから規定枠を超えて、新規入所募集枠を設定できる仕組みに改正し、支援が必要な児童に支援が届くようにした(保育・こども園課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・在園サポートの申請が増え、新規募集枠が減少傾向にある。各園との入所調整会議で新規募集枠の確保に努める。(保育・こども園)
<p>4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり</p>	<p>⑦障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に就学後の学びの場について、オンデマンド動画を作成し、ポスター・チラシ及びホームページから視聴できるように広く周知している(教育センター) ・広報や健診時の紹介によりこども総合支援センターについては市民の認知度が高まっており様々な経路からの相談が増加し、支援につなげている(こども総合支援課) ・園にキンダーカウンセラーを配置して、保護者や教員が気軽に相談できるようにし、必要に応じて関係機関の紹介をしている(私立幼稚園型認定こども園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の就学相談の状況も受け、昨年度作成したオンデマンド動画を今年度版にブラッシュアップし、周知や就学相談の中での個別の説明を引き続き丁寧に行っていく。(教育センター) ・学校や園への広報をはじめ、都度広報をしてきたことで、認知度が広がっている。また、関係機関もこども総合支援センターほっぷをご紹介いただいているので、認知度が高まりつつある。(こども・いじめ何でも相談課) ・市政だよりや市ホームページをはじめ「やおっぷ」によるプッシュ通知のほか、学校や就学前施設へのリーフレット送付やポスター掲示に加え、4か月健診にこども総合支援センターほっぷの紹介を組み込むなど、周知に努めており、相談件数の増加につなげている。(こども・いじめ何でも相談課) ・幼稚園型認定こども園では2号園児であっても3歳児になれば保育サポートの対象にならない。キンダーカウンセラーに相談するなどし支援に努めていく(私立幼稚園型認定こども園)
	<p>⑧障がい児保育の加配段階等を認定審査する際の、サービス決定基準を明確化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整の仕組みの変更に併せて、保育サポート認定決定基準の整理し、明確化を図った(保育・こども園課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初より、令和7年度入園に向けた問い合わせがあり、低年齢児からの相談が増加傾向にある。また、受け入れ拡大に向けてこども施設運営課と情報共有を行っている。(保育・こども園課)

		<ul style="list-style-type: none"> R4年に医療的ケア児の保育受け入れに関するガイドラインを策定、R5年より私立園でのモデル実施が始まった。今後も受け入れ拡大に努める(保育・こども園課) 	
	<p>⑨審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入所申請段階以前の相談機能を充実させ、児童にとって適切な施設へつなげ、入所にむけても保護者と共に進路を考える伴走型支援に努めている(健康推進課・こども総合支援課・保育・こども園課) R4年から実施している未就園児訪問で発達課題や養育能力課題の可能性のあるケースが発見された際は就園等につなげるよう努めている(こども総合支援課) 	<ul style="list-style-type: none"> 4か月健診時にこども総合支援センターほっぷの紹介を実施している。そこで、相談につながるケースがある。また、未就園訪問から入所につなげなければならないケースもあり、引き続き保育・こども園課、こども施設運営課と連携することで就園に繋がるよう支援していく。(こども・いじめ何でも相談課) 保健センターの乳幼児健診やこども総合支援センターほっぷの子育て相談等の機能により、早期発見・早期相談につなげた。また、未就園児訪問の実施により、入所にむけての個別の支援をしていく。(こども・いじめ何でも相談課)
<p>5. づくり インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組み</p>	<p>⑩障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意義を共有する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ゼミでの学びを教育・保育実践で活かし、園全体の対応力向上を図っている。また園内研究会では公開保育までの準備過程や当日の討議を通して学びを深め、保育者、参加者共に子どもの困り感に寄り添う保育を大切にするという共通認識がもてた(教育センター) 研修等で学んだことを自園職員間で共有し、日々の保育に活かしている(市立認定こども園・私立幼保連携型認定こども園等・私立幼稚園型認定こども園) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、支援を必要とする子どもにスポットを当てた指導案を作成し、子どもの状況を明確にするとともに手立てにつながる園内研究会を実施する。また、支援を必要とする子どもとともに育ち合えるクラスづくりをめざすため保育者の援助や環境構成についても討議し、深めていく。(教育センター) 園内外の研修会で学んだ内容を、コーディネーターと共に振り返る時間の調整を行い、日々の実践に活用できるようにする。(私立幼保連携型認定こども園等)
	<p>⑪ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの役割として専門職による研修実施や施設見学実習の受入れ等の研修を実施している(医療型児童発達支援センター) 巡回指導の実践を重ねるごとに保育現場の意識が変革され、実地研修としての位置づけが確立されてきた(教育センター) 研修についてはコロナ禍を経てオンライン研修を含む様々な形態での実施が定着してきた。今後も研修内容等受講者のニーズを取り入れながら満足度の高い研修を企画するよう努める(教育センター) コーディネーター研修の仕組みづくりや実際にサポート児の保育を行うクラス担任、加配を担当する保育者への支援に課題を感じている(私立幼保連携型認定こども園等) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの役割として研修を継続していく。今後は児童発達支援事業所とも連携を取り、研修等を実施していく。(児童発達支援第1センター) 年1回の巡回指導から、半分の園がフォロー巡回指導となり、より充実した実地研修としていく。(教育センター) コーディネーターの役割に戸惑いがあるとの意見を受け、令和6年度より新たに就学前施設のコーディネーター対象の研修を年間2回実施する。コーディネーターとして、必要な知識と理解を深める。また、各園のコーディネーター同士の意見交流も取り入れ、実践的な指導・保育力の向上を図る。(教育センター) コーディネーターの役割について共通理解を深めるために、できるだけ研修の機会を設ける。(私立幼保連携型認定こども園等) 支援児担当やクラス担任の困りごとを共有し、解決できる方法を園全体で考える。(私立幼保連携型認定こども園等) 人材確保が難しい。引き続き保育者確保に努める。(私立幼稚園型認定こども園)